

広島市規則第56号

令和8年3月31日

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市下水道事業財務会計規則の一部を改正する規則

広島市下水道事業財務会計規則（昭和60年広島市規則第76号）の一部を次のように改正する。

第52条第1項ただし書中「20万円」を「30万円」に改める。

別表第5の5の項中「請求書、」を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。